

第3節 EPA/FTA等の締結に向けての取組

1 EPA/FTAの進展

(1) EPA/FTAの増加と拡散

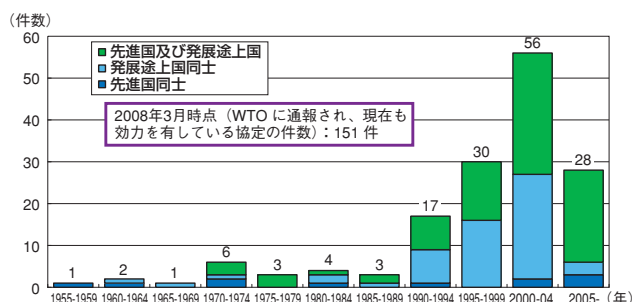
1990年代以降、国際経済環境や開発戦略の変化により地域統合の動きが加速し、EPA/FTA¹の締結数が増加した。背景としては、①米国、ECがそれぞれNAFTA（1994年発効）、EU（1993年発足）への取組を加速させるなど、欧米が経済的関係の深い近隣諸国との間で貿易・投資の自由化・円滑化等による連携を図る動きを活発化させたこと、②NIEsやASEANがいち早く経済開放を推し進めることにより高成長を果たす中、チリ・メキシコ等の新興国が貿易・投資の自由化や市場メカニズムの導入へと経済政策を転換させ、その中でEPA/FTAを活用する戦略を採ったこと、さらに、③我が国を含む東アジアがEPA/FTAに積極姿勢に転じたことなどが挙げられる。2008年3月時点において、WTOに通報されている地域貿易協定の件数は151件²に上っている。

EPA/FTAは締結数が増えただけでなく、その内容も大きく変わってきている。まず、構成国の組合せを見ると、1970年代半ば頃までは先進国同士の経済連携が約4割を占めていたが、近年は発展途上国同士や先進国－発展途上国間の経済連携が拡大し、発展途上

国がかかわるEPA/FTAは全体の9割以上に達している（第4-3-1図、第4-3-2図）。また、従来は同一地域内の国同士が締結するEPA/FTAが中心であったが、2000年以降に新たに締結されたEPA/FTAのうち、同一地域内にとどまらない、地域横断的なEPA/FTAが4割以上を占めるに至っており、周辺国を取り込む形でEPA/FTAが拡大するという動きと、地理的に近接しない国家間でEPA/FTAが締結される動きが同時並行的に活発化していることがうかがえる。

このような、「発展途上国がかかわるEPA/FTAの増加」、「締結国間の地理的な近接性の変化」、という性質の変化が起こりつつある背景として、グローバル化の進展により、国境を越えた国際的な分業が拡大し、先進国と発展途上国間の貿易が活発化した結果、先進国と発展途上国間での経済統合のメリットが高まったことが挙げられる。発展途上国の多くも、アジア諸国が開放経済政策の下、輸出指向型産業を中心とした発展を実現する中で、貿易・投資の自由化が先進国からの技術移転を促進し競争力強化につながるとの認識の下、EPA/FTAの締結により積極的になった。また、地理的に近接していなくとも、重要な貿

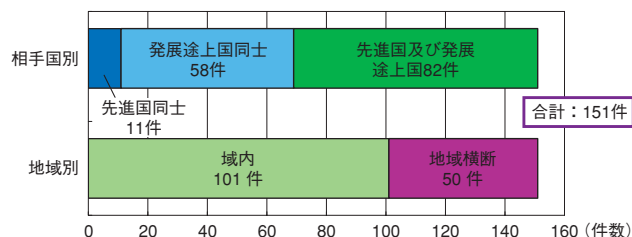
第4-3-1図 現在も効力を有している地域貿易協定のGATT/WTOへの通報時期



備考：1. WTOに通報された地域貿易協定のうち、GATTとGATS両方への通報に伴う重複を除き、かつ既存の協定への新規加盟国追加に伴う重複を除いた151件を分類。
2. OECD加盟国もしくはEU加盟国を先進国とし、それ以外の国を発展途上国とした。

資料：WTO Webサイト。

第4-3-2図 地域貿易協定の相手国別・地域別内訳（2008年3月時点）



備考：1. WTOに通報された地域貿易協定のうち、GATTとGATS両方への通報に伴う重複を除き、かつ既存の協定への新規加盟国追加に伴う重複を除いた151件を分類。
2. OECD加盟国もしくはEU加盟国を先進国とし、それ以外の国を途上国とした。
3. 世界全体をアジア、欧州、中東、アフリカ、北米・中南米、オセアニアの6地域に分類し、締約国がこれらの地域内のみのEPA/FTAを域内、それ以外を地域横断とした。

資料：WTO Webサイト。

1 自由貿易協定（FTA）は、締約国間の関税その他の制限的通商規則等の撤廃を内容とする協定を指し、経済連携協定（EPA）は、FTAの要素に市場制度や経済活動の一体化のための取組も含む対象分野の幅広い協定を指す。ここでは、関税同盟（域内の関税その他の制限的通商規則を撤廃し、かつ域外に対する関税その他の制限的通商規則を共通にする単一の関税地域を設定する協定）を含めて議論をする。なお、WTOの枠組みの中では一般的に、これらの協定を総称して地域貿易協定（RTA）と呼ぶ。

2 WTOに通報された地域貿易協定194件のうち、GATTとGATS両方への通報に伴う重複を除き、かつ既存の協定への新規加盟国追加に伴う重複を除いた件数。

易・投資相手国と迅速にEPA/FTAを締結することにより、協定の域外国より優遇された条件の下で貿易・投資を行うことで経済的利益を得ることが重要視されるようになった。

(2) EPAとWTO

(EPA/FTAは多角的貿易自由化を促進)

WTO協定上、最恵国待遇の例外とされるEPA/FTAは、WTOによる多角的貿易自由化と異なり、WTO協定上の一定の条件を満たせば、締結相手国・地域、対象分野等を柔軟かつ機動的に選択することが可能であり、また、WTO協定で定められていない分野等をカバーした協定とすることも可能であることから、WTOを中心とした多角的自由貿易体制と相互補完的な機能を有しているとされる³。EPA/FTAの締結数が急拡大している中、EPA/FTAの評価を行うに当たっては、域内自由化の効果のみならず、EPA/FTAがいかに多角的貿易自由化を補完、促進し得るかについて中長期的な視野から評価することが重要である。

EPA/FTAでは、域内輸入品に課す関税の撤廃又は引下げによって域内国間における市場アクセスの改善を享受しつつ、域外からの輸入品に課される関税率（最恵国待遇ベースの譲許関税率）を維持することがWTO協定の例外的措置として認められている⁴。

EPA/FTAは多角的貿易自由化にメリット、デメリットの双方をもたらす可能性が指摘されている。デメリットについては、EPA/FTAにより相当程度の貿易自由化のメリットを実現した場合、交渉のコストや域外国に対する優越的立場の喪失に比べて、更なる多角的貿易自由化の魅力が低下し、域外輸入品に課す関税の引下げ努力が削がれるとともに、場合によっては経済のブロック化を進展させるといった指摘が

ある⁵。

一方、EPA/FTAの推進がWTOによる多角的貿易自由化を促進する可能性も指摘されている。ある国が、いったんEPA/FTAを締結し、自国の関税率の引下げによって安価な物品・サービスが流入することで生産性向上効果がもたらされれば、域内のみならず域外輸入品に課す税率を引き下げ、更なる貿易自由化のメリットを追求しようとするのが想定される。

また、域内貿易自由化による域内貿易コストの減少が域外国にとって未加盟であることのデメリットを増大させ、域外国にEPA/FTA締結を相乗的に促す「ドミノ効果」も指摘されている⁶。

以上のように、EPA/FTAの締結後には、①域外輸入品に課す関税率を維持しようとする誘因が生ずる場合、②域外輸入品に課す関税率を引き下げようとする誘因が生ずる場合のいずれかが想定されるが、実態としては、EPA/FTAの締結後、域外輸入品に課す実行ベースでの関税率（MFN税率）を引き下げる傾向にある⁷。

WTOにおける関税交渉では、WTO譲許税率（WTOに提出する譲許表において約束するWTO加盟国向けの関税率の上限値）の削減及び削減スケジュールについて交渉がなされることから、EPA/FTAの締結後、WTO譲許税率よりも低いMFN税率を自主的に設定することは、特に発展途上国にとって結果的に交渉の余地を拡大させることとなる。また、南米各国は、FTA税率の段階的な削減に伴ってMFN税率を引き下げている⁸。これらの実証分析結果から、EPA/FTAの締結は、特に発展途上国に対し、自由化による経済的メリットをもたらすとともに、自由化のメリットの更なる追求に向けて域外輸入品に課す税率を引き下げ、WTOによる多角的貿易自由化の進展に前向きに取り組ませようとする効果を持ち得るこ

³ WTOはGATT第24条第4項で「締約国は、任意の協定により、その協定の当事国間の経済の一層密接な統合を進展させて貿易の自由を増大することが望ましいことを認める。締約国は、また、関税同盟又は自由貿易地域の目的が、その構成領域間の貿易を容易にすることにある、そのような領域と他の締約国との間の貿易に対する障害を引き上げることにはないことを認める。」として、地域貿易協定が貿易自由化を促進し、WTOにおける多角的貿易体制を補完するものとしている。

⁴ なお、GATT第24条第5項（b）により、EPA/FTAの締結国外からの輸入品に課される関税その他の通商規則は、EPA/FTA締結前にそれらの構成地域に存在していたものより高度又は制限的であってはならない。

⁵ Bhagwati (1993) “Regionalism and Multilateralism: An Overview” は、EPA/FTAの締結国が既に大きい市場を確保している場合には、締結国の増加に伴う手続コストを避けてこれ以上域内市場を拡大しようという動機が薄れる状態を「我々の市場は十分に大きいシンドローム」(“Our market is large enough” syndrome) と呼び、締結国の利益団体が、新たな締結国の増加によって競争が激化し利潤が低下することを避けようとする状態を「ここは我々の市場だシンドローム」(“These are our markets” syndrome) と呼んだ。

⁶ Baldwin, R. (1995) “The Domino Theory of Regionalism,”

⁷ 経済産業省 (2007) 『2007年版通商白書』では、例えばASEANでは、ASEAN自由貿易地域 (AFTA) における域内関税率の削減につれて、実行ベースでのMFN税率を引き下げている例を示している。

⁸ Estevadeordal, A., and R. Robertson. (2004), “Do Preferential Trade Agreements Matter for Trade?”

とが分かる。

(WTOとEPA/FTAによる相互補完的な貿易自由化の推進)

このように、EPA/FTAの締結は、多角的貿易自由化を促進する効果が期待できる場合があるものの、世界全体の貿易自由化を目指す上で仮にEPA/FTAのみに頼る場合には、莫大な数のEPA/FTAを必要とする上、一貫した貿易秩序を保つことが著しく困難となるおそれがある。

また、WTO協定は、自由貿易を実現する上で不可欠な最恵国待遇、内国民待遇等の基本原則及び手続を定めた多国間の国際約束であり、他に類を見ない。

他方、WTOにはコンセンサスによる意思決定の原則があり、ドーハ・ラウンドが開始から7年近く経過していることから分かるように、合意に到達するまでの時間が極めて長い。交渉の過程で議題が縮小されることもある。

我が国が貿易の自由化の恩恵を最大限享受してい

くためには、諸外国における戦略的なEPA/FTA活用の動きが活発化していることを踏まえて、二国間又は地域間の枠組みを活用した柔軟な対外経済政策を展開しつつ、WTOを我が国対外経済政策の基本とし、WTO協定の信頼性向上と履行の確保を通じて多角的な貿易秩序の維持拡大に最大限努めていくことが重要である。

また、WTO協定では、EPA/FTAなどの地域貿易協定について、①域内原産品の域内における「実質上すべての貿易」(substantially all the trade)について関税その他の制限的通商規則を廃止すること、②域外国に対する関税その他の通商規則をより制限的にしないこと、という要件を課している。これらの要件を満たさないEPA/FTAは、関税の削減・撤廃の例外となる分野が過度に多くなることや、域外国への貿易障壁を高めることによって自由貿易を阻害するものとなるおそれがある。このような事態を避けるためにも、各国がEPA/FTAを締結する際には、WTO協定との整合性の確保が求められている。

2 我が国のEPA/FTA

(1) 我が国のEPA交渉の経緯

我が国は初のEPAとしてシンガポールとのEPAを2002年に発効させて以来、主として東アジア諸国との二国間、複数国間でのEPA交渉を進めている。財の貿易のみでなく、サービス・投資、政府調達、知財、競争、人の移動、ビジネス環境整備、協力等を含む包括的な内容であることが特徴である。

(既に署名・発効したEPA)

2008年7月1日現在、我が国は、6か国(シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア)との間のEPAを発効させており、3か国・地域(フィリピン、ブルネイ、ASEAN)との間でEPAを署名している。

現在、我が国は、「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」(平成16年12月31日経済連携促進関係閣僚会議決定)に基づき、また、2006年5月に策定され、2008年3月に改訂されたEPA工程表⁹に沿って、積極的・戦略的にEPA/FTAの取組を進めている。

近年のEPAの取組を概観すると、日インドネシアEPAは、2008年7月1日に発効、日ブルネイEPAは2008年7月31日に発効予定である。インドネシア、ブルネイとも、天然ガス、石油など豊富な地下資源を有する国との関係強化であり、我が国EPAで初めてエネルギー分野の規律を導入し同分野への投資を促進するとともに、安定的供給に資するべく緊密な調整を行うこととしている。

また、インドネシアとのEPAでは看護師、介護福祉士の受入れが規定されており、看護師・介護福祉士候補者が2008年7月下旬ないし8月上旬に来日する予定である。看護師、介護福祉士の受入れ規定は、2006年9月に署名したフィリピンとのEPAに続いて2か国目であるが、フィリピンに先立ってインドネシアとのEPAが先に発効するため、実際の受入れは今回が初めてのケースとなる¹⁰。

2007年8月には、ASEANとの間で行われていた日

⁹ 骨太の方針2007の別表である。

¹⁰ 現在は、多くのEPA/FTAが人の移動をその一部に含んでおり、その内容もWTOの人の移動(サービス貿易の第4モード)よりも広範かつ自由度が高いものになっていることが多い。これは、EPAにはWTOのような最恵国待遇の原則が無いためである。(みずほ総研(2007)「通商問題としての外国人労働者受け入れ問題」より)。

ASEAN包括的経済連携 (ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership, AJCEP) 協定交渉が大筋合意に達し、2008年4月には全ての国が署名を行った。この協定は我が国にとって初めての複数国との間のEPAであり、発効後は、日ASEANワイドで行われている経済活動の実態に即して活用できる特惠関税制度等が整備され、域内ビジネスにおける選択肢が充実することとなる。例えば、我が国で製造した高付加価値部品を用いてASEAN域内で最終製品に加工し、その製品を域内輸出する場合には、原産地規則¹¹の関係からAFTA (ASEAN自由貿易協定) や二国間のEPAではカバーできず特惠関税率が適用されないケースであっても、日ASEAN包括的経済連携協定における原産地規則を満たせば同協定の下での特惠関税率の適用が可能となる (第4-3-3図)。

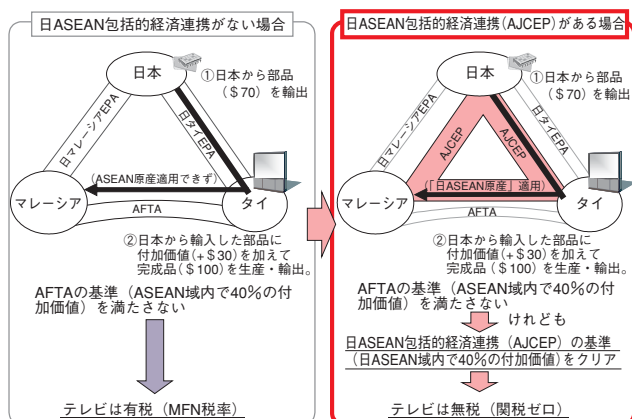
このほか、日チリEPAは2007年9月に、日タイEPAは2007年11月に発効している。

(現在交渉中のEPA)

現在、我が国はベトナム、インド、豪州、スイス、GCC¹²との間でEPA/FTA交渉を行っている。

ベトナムとのEPA交渉は、2007年1月に開始した。近年、ベトナムは日本企業にとっての魅力を増しつつある。本協定によって投資環境が改善されれば、両国関係が更に強化されることが期待できる。

第4-3-3図 日ASEAN包括的経済連携の意義
(物品関税について)



資料：経済産業省作成。

インドとの交渉は2007年1月に開始した。10億人を越える人口を擁するインド経済は急速な成長を実現しており、大規模な市場としての可能性が顕在化している一方、我が国との間の貿易規模は比較的小さく、EPAの締結を機に二国間の経済関係が活性化されることが期待される。

豪州とのEPA交渉は、2007年4月に開始した。我が国としては、基本的な価値観と戦略的な利益を共有する豪州との「包括的な戦略的關係」を強化していく考えである。豪州とのEPAは、こうした関係を強化し、資源・エネルギーや食料の安定供給に資するといったメリットが期待される。なお、2006年12月にまとめられた両国政府間による共同研究によれば、日豪州が二国間の貿易と投資について即座に完全な自由化を行ったと仮定して経済モデルにて試算したところ、自由化後の20年間の我が国GDPへの累積寄与額は、約2兆3,000億円との推計値が報告されている。

スイスとのEPA交渉は、2007年5月に開始した。日本にとって初の欧州の国とのEPAであり、モノ・サービスの貿易の自由化のみならず、投資及び知的財産権保護等の分野においても、従来のASEAN諸国を中心とするEPAでは実現できなかった、先進国間の協定にふさわしい高いレベルの内容とすることを目指している。

GCCとの間のFTA交渉は2006年9月に開始した。GCCのような資源産出国とEPAを結ぶことは、我が国企業による貿易・投資環境の改善、鉱物資源の安定供給の強化に貢献する等の意義がある。また、我が国のGCC諸国への輸出額も約1兆7,900億円 (2006年) に到達しており、市場としても重要である。FTA締結により我が国からの輸出の拡大が期待される。なお、FTA交渉と並行してサウジアラビアと投資協定を、カタールと投資協定に係る協議を行うとともに、サウジアラビア、カタール、アラブ首長国連邦との間では2007年12月に二国間枠組を設置しており、投資環境やビジネス環境の改善が期待される。

ちなみに、日韓EPAは2003年12月の交渉開始後、2004年11月から交渉が中断していたが、2008年に入

¹¹ WTOにおける無差別原則の例外的な措置として協定締約国に対してのみ関税を削減又は撤廃するEPA/FTAにおいては、第三国による迂回貿易 (協定締約国で輸出入することにより、協定特惠関税率の適用を受けようとする等) を防止する目的から、協定締約国の「原産品」であるか否かを判定するためのルールである原産地規則を規定し、原産品についてのみ協定特惠関税率を適用することとしている。

¹² 湾岸協力会議 (Gulf Cooperation Council) の略。サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタール、クウェート、オマーン、バーレーンからなる関税同盟。

り、交渉再開に向けた動きが見られている。4月に開催された日韓首脳会談における合意に基づき、交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議を6月に開催した。日韓EPAは、今年2月の首脳会談で合意された「日韓新時代」を象徴するものであるほか、二国間の貿易・投資の拡大、両国の国際競争力の強化、東アジア地域の経済連携の促進など多面的な意義があることから、早期の交渉再開が望まれる。

(2) 発効しているEPAの効果

(日シンガポールEPAの効果)

「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(日シンガポールEPA)は、2002年11月30日に発効した我が国最初のEPAである¹³。

貿易の自由化については、金額ベースで二国間貿易の98%以上の取引について関税が撤廃された¹⁴。我が国からシンガポールへの輸出については、それ以前もビール等4品目を除き関税が課されていなかったため、その効果は限定的と考えられる。

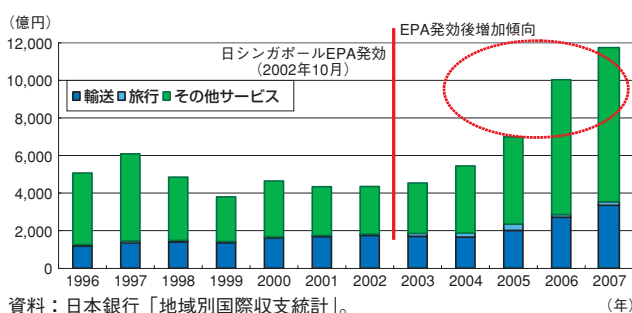
一方で、サービス貿易については、GATSが定めるサービスの155分野のうち、我が国側はGATSで自由化している分野に加え32分野、シンガポール側はGATSで自由化している分野に加え77分野と、自由化の対象を大幅に拡大した。こうした大幅なサービス貿易の自由化は、投資の自由化(内国民待遇の原則供与、送金の自由化、パフォーマンス要求の禁止等)とあいまって、日シンガポール間におけるサービス貿易

を拡大させたと考えられる。GATSではサービス貿易をその取引形態により4つに分類しているが、このうち、第1モード(国境を越える取引)、第2モード(海外における消費)、第4モード(供給者(自然人)の海外への移動)はおおむねサービス収支に計上され、第3モード(業務拠点を通じてのサービス提供)は直接投資統計に計上される。

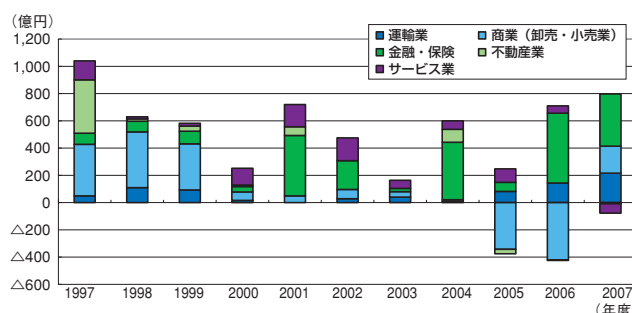
実際に我が国の対シンガポールのサービス収支(受取)の推移を見ると、EPA発効後、その他サービス(2002年の2,537億円から2007年の8,203億円)、輸送(2002年の1,747億円から2007年の3,353億円)が拡大していることが分かる(第4-3-4図)。一方、我が国サービス産業の対シンガポール業種別直接投資額の推移を見ても、明確な変化は見られないものの2004年度、2006年度、2007年度に金融・保険業において大幅に投資が拡大しているなど、EPAによるサービス貿易の自由化が直接投資の拡大にも寄与している可能性がある(第4-3-5図)。

EPAによる、投資自由化及び透明性の確保は製造業にも好影響を与えと考えられる。東南アジアのハブであるシンガポールは財の貿易、特に、部品を加工・組立てし再輸出する加工貿易が盛んであり、製造業の拠点も多数進出している。その結果、我が国からシンガポールへの輸出構成を見ても、6割を機械・電子機器が占め、その多くが加工・組立てを経た後シンガポールから東アジア域内に再輸出されているものと考えられ、シンガポールとのEPAは東アジアの需要を取り込んでいく上でも極めて重要である(第4-3-

第4-3-4図 我が国の対シンガポールサービス収支(受取)の推移



第4-3-5図 我が国サービス産業の対シンガポール直接投資額の推移(届出ベース)



¹³ 日シンガポールEPAの特徴は包括性と水準の高さであり、貿易、投資の自由化にとどまらず円滑化や協力など広範に及ぶ取決めがなされた。また、EPAの適正な実施と更なる強化に向け、①双方の閣僚から構成される総括委員会の設置、②EPAの解釈・適用に際し生じる紛争の回避と友好的解決のための協議機関の設置等が規定された。

¹⁴ 我が国からシンガポールへの輸出についてはビール等4品目の関税が撤廃され全品目が自由化された。一方シンガポールから我が国への輸入については、輸入金額ベースで84%から94%へと無税譲許が拡大された。

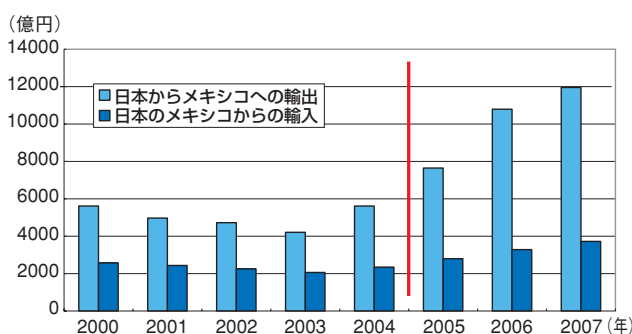
6図)。

なお、日シンガポールEPAについては、2006年4月に改正交渉の開始が合意された後、2007年9月に改正議定書が発効した。これにより、我が国側で鉱工業品、農林水産品の関税撤廃が拡大されるとともに、シンガポール側で銀行分野の免許制限緩和など金融サービスの自由化が拡大された。

(日メキシコEPAの効果)

「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(日メキシコEPA)は、2002年10月の日メキシコ首脳会談で協定締結交渉の開始が合意され、2004年9月に両国首脳が協定に署名し、2005年4月に発効した¹⁵。メキシコは、1994年には米国、カナダとNAFTAを、2000年にはEUとのFTAをそれぞれ締結したことにより、メキシコの輸出入は北米や欧州へとシフトし、我が国はFTAの貿易転換効果のマイナスの影響を受け、メキシコ市場における我が国のウェイトが著しく低下していることが懸念されていた。そのため、日メキシコEPAは、我が国にとってメキシコ市場へのアクセスの拡大により、米国、EUと対等の競争条件を確保する重要な役割を担うものであった。貿易の自由化については、我が国からメキシコへの輸入について平均16%課されていた関税の段階的な撤廃又は引下げが行われており、発効後10年以内にはほぼすべての品目について関税が撤廃されることとなっている。こうした関税の引下げ効果は既に出てしていると見られ、輸送機械を中心として我が国からメキシコへの輸出量が大きく増加している¹⁶

第4-3-6図 我が国の対メキシコ貿易額の推移



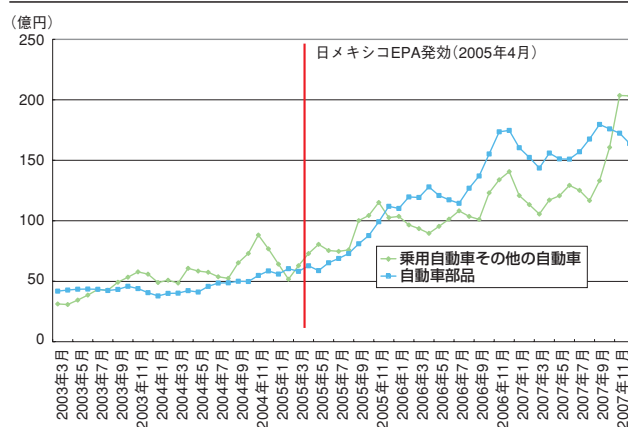
資料：財務省「貿易統計」。

(第4-3-6図)。

日メキシコEPAの効果が顕著に表れている輸送機械について詳しく見ると、従来、メキシコは国内の自動車産業振興の観点から現地完成車メーカーに対し現地生産台数の10%の輸入に限り関税を無税としていた。一般税率は最高50%と非常に高い関税率が課されていたため、我が国からメキシコへの自動車輸出は事実上メキシコに進出している自動車メーカーに限られていた。日メキシコEPAでは、前年のメキシコ国内の販売台数の5%の無税枠が新設されるとともに、EPA特惠税率も一部車種を除き一般税率の50%から20-30%に大きく引き下げられ、2011年には撤廃されることとなった。これに伴い、これまでメキシコへ進出していなかった我が国の自動車メーカーもメキシコへの輸出を拡大しつつある(第4-3-7図)。

また、日メキシコEPAでは、我が国からメキシコへの直接投資について、欧米からの投資と同様に内国民待遇を与えられることとなった。この結果、我が国からメキシコへの直接投資額は、2005年から輸送機械を中心に急拡大しており、北米市場への展開を見据えたメキシコへの進出が活発化していることがうかがえる(第4-3-8図)。また、日メキシコEPAでは、ビジネス環境の整備に関する諸問題を解決していくための「ビジネス環境整備委員会」が設置されており、EPAが発効した2005年4月の第一回会合以降、毎年1回メキシコで開催されている。これまでに日本側から、治安改善、

第4-3-7図 我が国の対メキシコ自動車関連財輸出額の推移



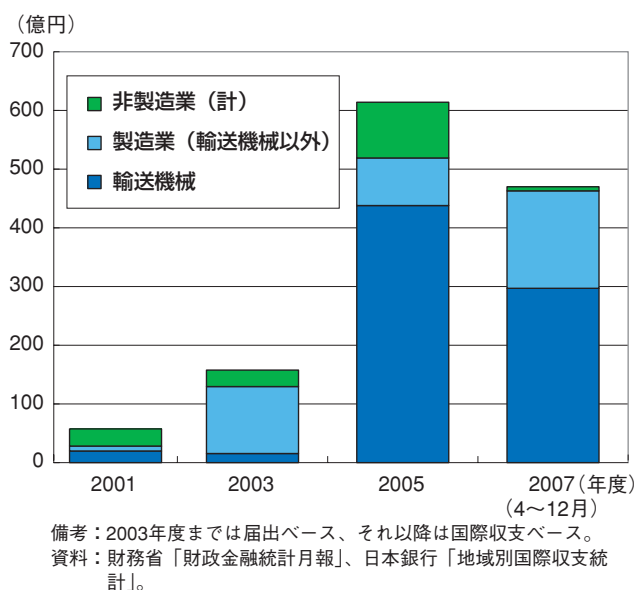
備考：各月の値は、3か月後方移動平均の値。

資料：財務省「貿易統計」。

¹⁵ 本協定は、両国間の貿易について関税の撤廃・削減を行うとともに、サービス、投資、政府調達等において内国民待遇を規定するほか、ビジネス環境整備委員会を設置するなど幅広い分野において経済連携を図るものである。

¹⁶ いまだメキシコとEPA/FTAを結んでいない韓国からの輸送機械の輸出は我が国に比べ伸び幅が小さく、一般機械については輸出額が減少していることが、World Trade Atlasで確認できる。

第4-3-8図 我が国の対メキシコ直接投資額の推移



知的財産保護、輸送インフラ整備等に関する問題提起を行い、メキシコ関係当局による改善に向けた取組もあり、国際空港の警備強化による日本人の犯罪被害減少等といった成果も現れ始めている。こうした枠組みの設置が、投資家心理にも好影響をもたらし、直接投資の増加に寄与しているものと思われる。

（日マレーシアEPAの効果）

「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」（日マレーシアEPA）は、2006年7月13日に発効した我が国3番目のEPAである¹⁷。

日マレーシアEPAでは、二国間の往復貿易額で97%の関税撤廃が約束された¹⁸。中でも我が国にとって重要なのは、自動車・自動車部品の関税撤廃である。マレーシアは国民車構想を立てて以来、自動車産業を主産業と位置づけており、その育成のため高関税が維持されてきた（MFN税率は乗用車が50%、自動車部品が10-20%）が、2006年に新国家自動車政策を発表し、国際的な自動車市場の自由化に対応して自動車産業の競争力強化を図ることとしている。こうした中、日マレーシアEPAにおいては現地組立車用の部品（CKD部品）の関税について即時撤廃されるなど高次な内容となっている。我が国からマレーシ

アへの輸出（2007年）の内訳を見ると、全体の9.8%を自動車占めることから、我が国にとってのメリットは大きいと考えられる。

一方、我が国側では鉱工業品の関税が実質上すべて即時撤廃された。また、マレーシアは自由化に対応した競争力強化を図るための新たな自動車政策を推し進める中、日マレーシアEPAにおける自動車分野に関する関税を撤廃する一方、日本からはマレーシアに対し専門家を派遣する等の自動車産業協力事業を実施することとしている。また、日マレーシアEPAでは、日メキシコEPAと同様、ビジネス環境の整備に関連する諸問題を解決していくための「ビジネス環境の整備に関する小委員会」が設置され、2007年3月に第一回が、同年10月に第二回が実施された。これまでの会合では、我が国側から指摘したマレーシアにおけるインフラ面（電力、ガス）の未整備等、両国が提起したビジネス環境整備に関する課題について活発な議論が行われた。今後も会合を重ねることで、両国がフォローアップを重ねつつ、両国のビジネス環境が一層改善されていくことが期待される。

（日チリEPAの効果）

「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」（日チリEPA）は、2007年9月3日に発効した我が国4番目のEPAである¹⁹。本協定の締結により、物品・サービス貿易の自由化、投資保護の強化等を実現し、日本企業の対チリ貿易投資に関し、他の外国企業と同等の競争条件を確保するほか、知的財産、競争、ビジネス環境整備を含む包括的な協力が推進され、両国間の貿易投資が一層活性化することが期待される。また、我が国は、銅、モリブデン等の鉱物資源をチリから輸入しており、これらの鉱物資源を今後も安定的に確保するため、本協定締結を通じて、チリとの二国間関係の緊密化とともに、我が国企業による対チリ鉱山投資の法的安定性の強化等を図ることとしている。

また、日チリEPAでは、ビジネス環境の整備に関連する諸課題を解決していくための「ビジネス環境の整備に関する小委員会」が設置され、2008年4月にチ

¹⁷ 日シンガポールEPA、日メキシコEPAと同様幅広い分野での経済連携を規定している。

¹⁸ マレーシア側の関税撤廃を詳しく見ると、全約10,590品目（関税分類9桁ベース）のうち即時撤廃が約7,860品目、段階的撤廃が2,580品目、関税削減、除外が約150品目となっている。

¹⁹ チリは、米国、EU、中国、韓国等40か国以上とのFTAを締結済みである。

りにて第1回を開催し、インフラ施設の利便性向上や労務環境等、幅広い問題について議論が行われた。今後も両国がフォローアップを行いながら、両国のビジネス環境が一層改善されていくことでポジティブな効果が現れていくものと思われる。

（日タイEPAの効果）

「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（日タイEPA）は、2007年11月1日に発効した我が国5番目のEPAである²⁰。

本協定では、物品・サービス貿易の自由化、投資保護の強化等を実現し、日本企業の対タイ貿易投資に關し、他の外国企業と同等の競争条件を確保するほか、知的財産、競争及びビジネス環境の向上や中小企業等の分野での二国間協力も含まれ、これにより日タイ両国が本来有している相互補完性が発揮され、二国間経

済関係の一層の強化が期待される。特に物品貿易の自由化においては、タイへの輸出額の約97%、タイからの輸入額の約92%の関税撤廃が約束された。このうち、鉄鋼に関しては全輸出額の約半分が即時撤廃されており、また、自動車部品に関しても原則5～7年後に関税撤廃されることとなっている。

また、タイは日本にとってASEANの中で主要な経済パートナーであり、かつGDPではASEAN第2位であるタイとのEPAの締結を通じ、ASEAN市場へのアクセスの増大が期待されるほか、東アジア共同体の構築を促し、政治・外交戦略上、我が国にとってより有益な国際環境の形成に資する。

日タイEPAは、発効から半年を迎えるが、後述する急激に増加している日タイEPAの原産地証明書の発給件数からも、日タイEPAのインパクトは大きいと予想される。

3 EPA／FTAに関するこれからの取組

（1）経済統合の推進

①二国間経済連携

東アジア地域の他国のEPA、米国、EUの動向は、東アジアに進出している我が国企業に大きな影響をもたらす。我が国がEPA戦略を考える上では、これら

関係諸国のEPAの動向にも細心の注意を払う必要がある。

中国²¹、韓国²²は、近年積極的にEPA／FTAの取組を進めている（第4-1-4図、第4-1-5図）。

コラム 42

米韓FTA

米国と韓国は、2006年6月からFTA交渉を開始し、僅か10か月後の2007年4月には合意に至り、同年6月に署名された。米韓両国の批准を経て発効することとなる。

署名された米韓FTAの内容を見ると、関税分野では、両国ともに輸入額の90%以上の関税を即時撤廃する予定である。中でも、鉱工業品及び林・水産品は100%の関税撤廃を行い、うち、94%は3年以内に撤廃する予定である。

米国は全品目の関税を撤廃する。自動車分野では、3000cc未満の乗用車の関税は即時撤廃、3000cc以上の乗用

²⁰ タイは日本にとって第7位の貿易相手国（2006年財務省貿易統計）であり、日本からの直接投資はASEANの中ではシンガポールに次いで第2位（日本銀行統計2006年末）となっている。

²¹ 中国は、2003年6月に香港、同年10月にマカオとそれぞれ締結したCEPA（経済貿易緊密化協定）をはじめ、ASEANとの間でも2005年に物品協定を、2007年7月にはサービス協定を発効させている。2007年にはパキスタンとのFTAを発効させた。2008年にはニュージーランドとのFTAに署名した。またシンガポール、インド、豪州、アイスランド、ノルウェーとも交渉中ないしは交渉準備中である。

²² 韓国は、シンガポール、チリ、欧州自由貿易連合と既に発効済みのEPAをもち、ASEANともEPA／FTAを締結すべく、加盟各国との交渉を進めており、物品貿易協定に関しては、タイを除き2007年に発効済みであり、サービス貿易協定についてもタイを除き2007年11月に署名がなされた。特に、2007年4月には、米国との間でFTAを妥結し、同年5月にEUとの交渉を開始するなど、大市場国とのEPA締結に向けて積極的に活動している。その他、インド、メキシコ、カナダ等と交渉中である。

車の関税は3年以内に撤廃、商用車（ピックアップトラック等）は10年かけて関税を撤廃する。また、繊維分野では、輸入額ベースで61%に相当する品目について即時関税撤廃する一方、原産地規則については、原則ヤーンフォワード（製品は自国の糸からの加工）という厳しい内容で韓国側と合意している。

一方、韓国側は、コメは関税譲許の対象外としたものの、その他はほとんど全ての品目を自由化の対象としている。牛肉については、緊急セーフガードを設定しつつ、関税を15年かけて撤廃し、リンゴ、梨も20年で関税を撤廃する。

我が国の産業は、米国市場において韓国企業と競合している。米韓FTAが発効した場合、韓国製の自動車については2.5%の関税が、韓国製の薄型テレビについては5%の関税が撤廃することとなり、我が国の企業は韓国企業に対して不利な条件に置かれることとなる。

我が国は、2000年以降、東アジア諸国を中心にEPA/FTA交渉を積極的に行っており、EPAを発効・署名している国との貿易額は、全体の14.8%を占める（第4-3-9表）。一方で、EUは74.0%、米国は34.4%となっている。また、EPA/FTA交渉中の国との貿易額を加えると34.7%になるが、EUは80.8%、米国は42.1%、韓国は50.6%となっている。単純に割合を比較することが適切か否かは議論があるが、引き続き、EPA工程表に従い、EPA/FTA交渉を積極的に推進すべきである。

米国及びEUを含めた大市場国及び投資先国との取組については、諸外国の動向、これまでの我が国との経済関係及び各々の経済規模等を念頭におきつつ、将来の課題として検討を進めていく。また、日米、日

EU経済関係の更なる発展を促すような基盤を整えていく方策は何かについて、民間で行われている議論も踏まえつつ、引き続き真剣に検討を進め、可能なものから、米国・EUとともに、準備を進めていく。

なお、投資促進・人的交流の活発化のため、重要国を優先しつつ、EPA/FTAのみならず、社会保障協定、投資協定等の経済協定を速やかに締結していくべきである（第4-3-10図）²³。

2008年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2008」では、「EPA締結国・地域を2009年初めまでに12以上とする目標に向けて取り組む。さらに、締結国との貿易額の全体に占める割合を2010年に25%以上とすることを目指し」、2010年に向けた工程表を推進することが示されたところである（第4-3-11表）。

第4-3-9表 主要国における地域貿易協定締結国との貿易額のシェア

国名	状態	発効済み	署名済・未発効	交渉中	合計
米国		34.4	4.0	3.6	42.1
EU(域内貿易含まず)		23.2	—	20.0	43.3
EU(域内貿易含む)		74.0	—	6.8	80.8
中国		19.5	0.2	5.6	25.3
韓国		10.4	11.3	28.9	50.6
日本		12.3	2.5	19.9	34.7
スイス		74.3	—	5.7	80.0
ノルウェー		79.1	—	4.1	83.2
カナダ		71.8	0.3	1.5	73.6
メキシコ		84.5	—	2.2	86.7
豪州		21.5	—	37.1	58.6
ニュージーランド		4.5	—	13.4	17.9

備考1：米国、EU、中国、韓国、日本は2007年、スイス、ノルウェー、カナダ、メキシコ、豪州、ニュージーランドは2006年のデータ。

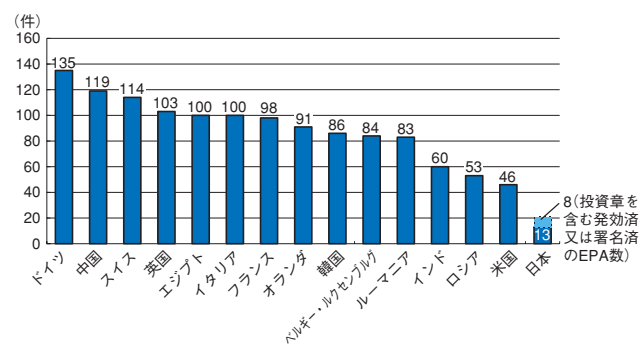
備考2：数字は、小数第二位を四捨五入した値。このため、「発効済み」「署名済み・未発効」「交渉中」の数字を単純に足し上げて「合計」と一致しないことがある。

資料：World Trade Atlas、Global Trade Atlas。

②広域経済連携

アジアにおける広域経済連携については、我が国が

第4-3-10図 主要国の二国間投資協定締結国数



備考：データは、2007年6月現在（日本は2008年4月現在）。日本以外の国については、EPA/FTAにおける投資章等は含まれていない。

資料：UNCTAD Web サイト。

23 投資協定については第4節参照。

第4-3-11表 2010年に向けたEPA工程表

国・地域	貿易額 割合	現状	目標
シンガポール	2.2%	協定本体は、2002年11月30日に発効。改正議定書は、2007年9月2日に発効	発効済み
メキシコ	1.0%	協定本体は、2005年4月1日に発効。日墨経済連携協定議定書は2007年4月1日発効	発効済み
マレーシア	2.4%	2006年7月13日に発効	発効済み
チリ	0.7%	2007年9月3日に発効	発効済み
タイ	3.3%	2007年11月1日に発効	発効済み
フィリピン	1.4%	2006年12月に国会で承認	フィリピン上院の承認を得て発効する
ブルネイ	0.2%	2008年5月に国会で承認	可能な限り総記の発効を目指す
インドネシア	2.7%	2008年5月に国会で承認	2008年7月1日に発効予定
ASEAN 全体	13.0%	2008年6月に国会で承認	可能な限り早期の発効を目指す
韓国	6.1%	2008年6月に交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議を開催	早期交渉再開に向け、韓国側と積極的に協議
湾岸諸国 (GCC)	9.0%	2006年9月に交渉開始	可能な限り早期に交渉の主要点についての実質的な妥結を目指す
ベトナム	0.9%	2007年1月に交渉開始	可能な限り早期に交渉の主要点についての実質的な妥結を目指す
インド	0.8%	2007年1月に交渉開始	2008年中の交渉の実質的な妥結を目指す
スイス	0.6%	2007年5月に交渉開始	2008年中の交渉の実質的な妥結を目指す
豪州	3.4%	2007年4月に交渉開始	農林水産業の重要性を十分認識し、守るべきものは守るとの方針の下、我が国にとって最大限のメリットを獲得することを目指す

今後の取組に関する構想についての現状は以下のとおり。

国・地域	貿易額 割合	現状	目標
米国	16.1%	現在、民間において議論	将来の課題として検討を進めていく。また、日米、日EUの経済関係の更なる発展を促すような基盤を整えていく方策は何かについて、民間で行われている議論を踏まえつつ、引き続き真剣に検討を進め、可能なものから、米国、EUとともに、準備を進めていく
EU	12.8%	現在、民間において議論	
東アジア自由 貿易圏構想 (EAFTA) (日中韓 ASEAN)	36.9%	現在、第二段階の民間研究中	東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みの研究や検討において、WTO体制を含め世界経済・貿易に与える影響、関係各国の考え方等を踏まえ、これら各国と協議しつつ、積極的な参加及び貢献を行っていく
東アジア包括的 経済連携構想 (CEPEA) (日中韓印 ニュージー ランド ASEAN)	41.5%	民間研究（我が国が提案）の報告書が2008年夏にとりまとめられる予定	
アジア太平洋 の自由貿易圏 構想 (FTAAP)	69.7% (ただし、 APEC 参加国・ 地域の割 合)	APECの場において選択肢及び展望について検討中	

備考：貿易額割合は、貿易総額に占める各国との貿易額の割合（2007年）。

資料：経済財政諮問会議「経済財政改革の基本方針2008」

民間研究の開始を提案した「東アジア包括的経済連携」を始め、アジア太平洋の自由貿易圏（FTAAP）と

いった構想があるが²⁴、これらの構想の研究や検討について、各国と協議しつつ、積極的な参加及び貢献を行っていく。

（東アジア経済統合の推進）

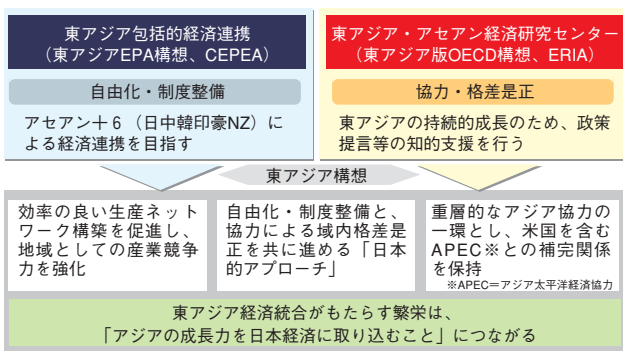
経済作業省は、2005年12月に第1回東アジアサミットが開催され、東アジア共同体形成に向けた動きが本格化する中、東アジア経済統合推進のため、積極的にイニシアティブを発揮すべく、2006年4月には「グローバル経済戦略」を発表した。本戦略において我が国は、東アジア経済統合を積極的に推進すべく、ASEAN10か国に日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドを加えた計16か国（ASEAN+6）での経済連携協定たる「東アジア包括的経済連携（東アジアEPA・CEPEA（Comprehensive Economic Partnership in East Asia）」）構想、そして東アジア版OECDのような国際的体制の構築に向けた第一歩として、地域共通の課題に研究・政策提言を通じて知的貢献を行う「東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA: Economic Research Institute for ASEAN and East Asia）」構想を提唱した。その後、2006年8月の東アジア経済大臣会合において、CEPEA民間専門家研究の開始、及びERIA構想を提唱し、2007年1月第2回東アジアサミット、2007年11月第3回東アジアサミット等を通じて、東アジア経済統合に向けた地域の取組を積極的に主導してきている（第4-3-12、4-3-13図）。

（東アジア包括的経済連携（CEPEA）構想）

東アジア包括的経済連携（CEPEA）構想は、ASEAN10か国に日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドを加えた「ASEAN+6」の16か国による、貿易・投資の自由化・円滑化、サービス、知的財産など幅広い分野をカバーする経済連携協定の締結を通じ、東アジア全体で調和の取れた自由かつ公正なルールに基づく市場経済の構築を図っていくものである。

東アジアにおいて企業が国境を越えた広域な生産ネットワークを構築している実態にかんがみると、こうした生産ネットワークをカバーする広域の原産地規則を定めることができれば、貿易の自由化を図り、

第4-3-12図 東アジアEPA (CEPEA) 及び東アジア・ASEAN経済研究センター (ERIA) の目的



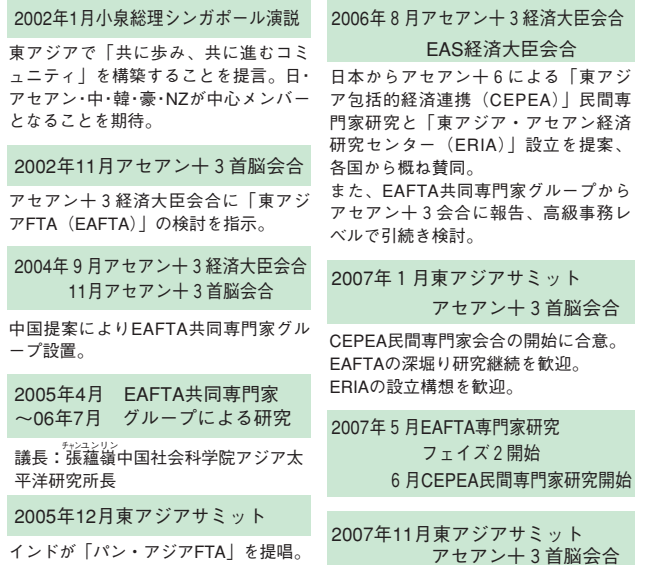
資料：経済産業省作成。

地域全体としての産業競争力を高める上で望ましいと考えられる。CEPEAはこのような考え方に基づく構想であり、CEPEAによってすべての東アジアの国々において同一の原産地規則に基づいた特惠税率の適用を受けられるようになれば、東アジアを一体とした部品調達、生産、販売等の事業ネットワークの構築が更に促進され、東アジアでの事業活動が活性化されることが期待される²⁵。さらに、投資の自由化とあいまって、長期的には、東アジア各国が工程間分業を一層進めるとともに、生産拠点の集約及び最適配置を通じて強みを有する分野に特化すること等が可能になる結果、各国の比較優位の組み合わせの最適化や、規模の経済の実現を通じて経済全体の効率が上昇し、東アジア地域における産業の国際競争力が強化されることが期待される。

また、この地域においては中・ASEAN間のFTA、韓・ASEAN間のFTAによる物品協定等が発効済みであり、日・ASEAN間のEPAは本年4月に署名が完了した。インド・ASEAN間のFTA、豪・NZ・ASEAN間のFTAも2008年内の妥結が見込まれている。東アジアにおけるASEANを中心としたEPA/FTAネットワークの完成が今や現実のものとなっており、CEPEA構想を前進させる土壌が整いつつあるといえよう。

2007年1月の東アジアサミットで合意されたCEPEA民間専門家研究は、2007年6月に開始され、同年11月の東アジアサミットにおいて研究の進捗報告がなされた。研究の最終報告は2008年夏に開催されるASEAN+6経済大臣会合及び2008年末に開催される第4回東アジアサミットに提出され、CEPEAの今

第4-3-13図 東アジア経済統合に向けた動き



資料：経済産業省作成。

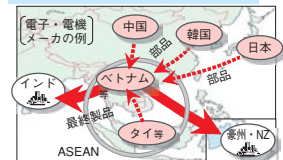
第4-3-14図 東アジア包括的経済連携 (CEPEA) 構想について

- ASEAN及びそのFTA・EPA取組相手国(日中韓印豪NZ、ASEAN+6)でEPAを締結。地域的な生産ネットワークの更なる発展を目指す。
- 物品貿易のみならず、サービス、投資、知的財産等、広い内容をカバーすることで、自由かつ公正なルールに基づく市場経済の構築に資する。

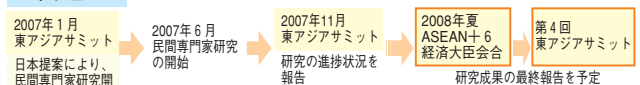
ASEANとのFTA・EPAの取組



地域的な生産ネットワークの例



スケジュール



資料：経済産業省作成。

後の進め方について検討される予定である(第4-3-14図)。

(CEPEAの経済効果)

CEPEAの下で貿易自由化、貿易・投資円滑化、途上国への技術協力が実施された場合に、どのような経済効果がもたらされるかについて見ると、CEPEAによって東アジア全体の実質GDPを2.11%押し上げる効

²⁵ 例えば、域内の複数国で製造・加工された部分を合計(累積)し、その割合がある一定の基準を上回る場合には当該産品が原産品であるとみなすというルール(累積原産地規則)を採用することが、域内での部品や最終製品の相互供給を容易にすると考えられる。

果があると試算されている（第4-3-15図）。ASEAN 10か国に日本、中国、韓国を加えた計13か国（ASEAN+3）によるFTAの場合と比べ、ASEAN+3に含まれないインド、豪州、ニュージーランドにメリットをもたらすのみでなく、ASEAN+3各国にもより大きなGDP増大効果をもたらす。なお、このほかにも、投資・サービス・知的財産等に関するルール整備とあいまって、企業経営の効率化等による企業収益の改善、経済活性化の効果がもたらされることが期待され、これらが相乗的に影響し合うことにより、更に大きな経済効果がもたらされると予想される。

(2) 質の高いEPA/FTAの締結

1990年代以降、東アジアにおいてもAFTAの締結などEPA/FTAの締結が進展し、域内経済の統合に貢献した。しかし、今後経済統合を一層推進するには、域内のEPA/FTA協定を量的のみならず、質的にも充実させる必要がある。

第4-3-15図 東アジアにおけるFTAの経済効果
(実質GDP増加率)

	アセアン+3 FTA/EPA	アセアン+6 FTA/EPA
日本	0.44	0.54
中国	4.72	4.84
韓国	3.55	3.71
アセアン	インドネシア	3.94
	マレーシア	8.62
	フィリピン	6.28
	シンガポール	4.24
	タイ	7.02
	ベトナム	9.67
	その他東南アジア	2.91
豪州	-0.09	1.35
ニュージーランド	-0.06	1.87
インド	-0.10	3.45
アセアン全体	5.67	5.89
アセアン+3	1.93	2.05
アセアン+6	1.68	2.11

備考：1. 本試算は、CGEモデル（Computable General Equilibrium Model：計算可能な一般均衡モデル）の一種であるGTAPモデルを用いている。

2. 「その他東南アジア」はカンボジア、東ティモール、ブルネイ、ミャンマー、ラオス。

3. ASEAN+3FTA/EPA、ASEAN+6FTA/EPAにおいては全産業での貿易自由化、円滑化途上国メンバーへの技術協力を実施した場合の試算。

資料：日本経済研究センター「ASEAN+6経済連携の意義と課題（2007年度アジア研究報告書）」。

ちなみに、アジアにおけるEPA/FTAとEUの市場統合と比較すると、以下のとおり対象範囲の相違がある（第4-3-16表）。

(3) EPAの普及・活用に向けた取組

我が国は既に6つのEPAを発効させているが、EPA/FTAの真価が問われるのは、企業や個人等による活用状況が明らかになる発効後である。

①EPAにおける特惠関税の適用状況

まず、EPAに基づく原産地証明書の発給件数からEPAの活用状況を見ると、2005年4月の日メキシコEPA発効後、原産地証明書の発給件数は毎月400～500件程度であったが、2006年6月の日マレーシアEPA発効後は発給件数は徐々に増加した。また、2007年9月の日チリEPA及び同年11月の日タイEPAの発効等により原産地証明書の発給件数は急速に増加している。特に、日タイEPA発効後の、2007年12月以降、原産地証明書の発給件数は、毎月2,500件以上になっているところである（第4-3-17図）。

②EPAの普及に向けた取組

このように我が国のEPAは徐々に活用の度合いを高めているが、EPAの認知度についてはまだ改善の余地がある²⁶。

EPA/FTAの認知度を上げ、特惠関税の利用例増加やビジネス環境整備小委員会の有機的な活用といった、EPAで設けられたスキームの更なる活用を促すために、政府は、パンフレットの配布、発効直前セミナーの開催等の取組を行っている。

また、2007年7月に経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則を改正し、原産品の判定の有効期間の上限（1年間）の撤廃等を実施するとともに、2007年8月に産業界等との意見交換を行う場として、「原産地証明制度改革検討会」を設置し、原産地証明制度改革に向けた議論を行う等、原産地証明書の発給手続きの簡素化に向けた取組を行っているところである。

26 財団法人経済広報センターが2007年10月に公表した「経済連携協定（EPA）に関するアンケート調査」（同センター登録会員2,991人が対象）によれば、回答者の54%がEPAについて知っていると答えたのに対し、46%は「EPAの名前も内容も知らない」と答えている。

第4-3-16表 EU市場統合とアジアのEPA/FTA等の比較

EU市場統合に 関連する項目	東アジアのEPA・FTA 等に含まれる項目	地域総合 ASEAN	発効済みのEPA・FTA					ASEANと各国間で 発効された枠組み協定	
			日本・シンガ ポールEPA*7	日本・マレー シアEPA*8	日本・タイ EPA*10	中国・香港 CEPA*11	韓国・シンガ ポールFTA*12	中国・ ASEAN*13	韓国・ ASEAN*16
域内関税の撤廃	物品の貿易 (関税の撤廃)	○*1	○	○	○	○	○	○*14	○*17
域外への共通関税設定									
国境における財の管理	税関手続	○*2	○	○	○	○	○	○*19	○*19
国境における人の管理/労働者 及び専門職業従事者の自由移動	自然人の移動・ サービス	○*4,5	○	○*9	○	○			
財の自由移動	相互承認	○*3	○	○	○	○	○	○*19	○*19
政府調達	政府調達		○		○		○		
サービスの自由化	サービス	○*4,5	○	○	○	○	○	○*15	○*18
資本の自由移動	投資・サービス	○*4,5	○	○	○	○	○	○	○
会社法									
知的及び工業所有権	知的財産	○*6	○	○	○		○	○*19	○*19
(企業間協力に関する) 課税制度									
付加価値税									
個別消費税									

備考：1. 下記に掲げた協定・取組等に含まれる項目について○を付記。下の（ ）内は締結年。

*1：Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area（1992）。

*2：ASEAN Customs Vision 2020（1997）。

*3：ASEAN Framework Agreement on Mutual Recognition Arrangements（1998）。

*4：ASEAN Framework Agreement on Services（1999）。

*5：Framework Agreement on the ASEAN Investment Area（1998）、ASEAN Agreement for the Promotion and Protection of Investments（1987）。

*6：Framework Agreement on Intellectual Property Cooperation（1995）。

*7：Agreement between Japan and the Republic of Singapore for a New-Age Economic Partnership（2002）。

*8：Agreement between the Government of Japan and the Government of Malaysia for an Economic Partnership（2005）。

*9：独立章は設けられていないが、「投資章」及び「サービス貿易章」に含まれる。

*10：Agreement between Japan and the Kingdom of Thailand for an Economic Partnership（2007）。

*11：Mainland and Hongkong Closer Economic Partnership Agreement（2003）。

*12：Free Trade Agreement between the Government of the Republic of Korea and the Government of the Republic of Singapore（2005）。

*13：Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between the Association of Southeast Asian Nations and the People's Republic of China（2002）。

*14：Agreement on Trade in Goods of the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between the Association of Southeast Asian Nations and the People's Republic of China（2004）。

*15：Agreement on Trade in Services of the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between the Association of Southeast Asian Nations and the People's Republic of China（2007）。

*16：Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation Among the Governments of the Member Countries of the Association of Southeast Asian Nations and the Republic of Korea（2005）。

*17：Agreement on Trade in Goods Under the Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation Among the Governments of the Member Countries of the Association of Southeast Asian Nations and the Republic of Korea（2006）。

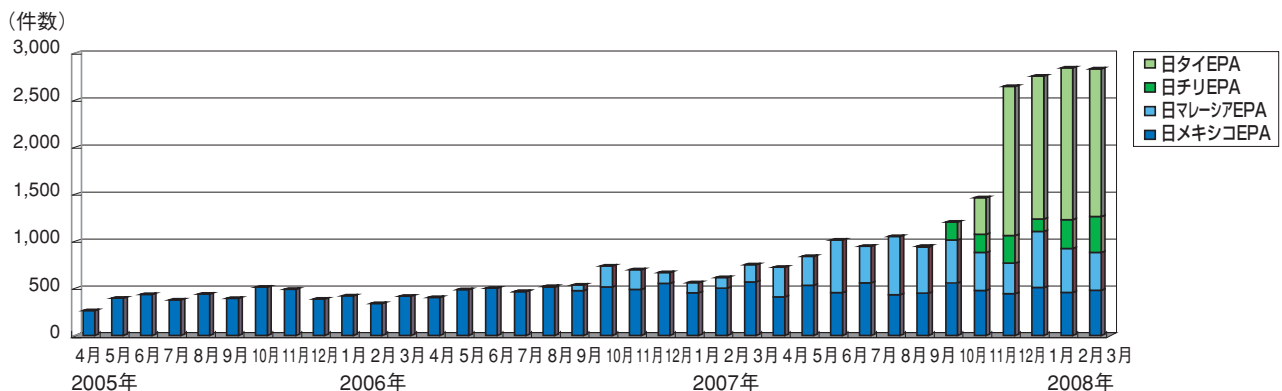
*18：Agreement on Trade in Services Under the Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation Among the Governments of the Member Countries of the Association of Southeast Asian Nations and the Republic of Korea（2007）。

*19：独立章は設けられていないが、主に「投資章」の対象分野として規定。

2. 2008年6月13日現在。

資料：各種資料から経済産業省作成。

第4-3-17図 経済連携協定に基づく原産地証明書の発給件数



資料：経済産業省作成。